

中部近畿地方鉱山保安協議会近畿地区部会運営要領（案） と 中部近畿地方鉱山保安協議会運営規程 の対照表

新設	(参考) 中部近畿地方鉱山保安協議会運営規程
中部近畿地方鉱山保安協議会近畿地区部会運営要領（案） 制定 令和7年3月 日 中部近畿地方鉱山保安協議会運営規程第10条に基づく近畿地区部会の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。 （会議の招集） 第1条 中部近畿地方鉱山保安協議会 近畿地区部会長（以下「部会長」という。）は、次の各号の場合に会議を招集する。 一、中部近畿地方鉱山保安協議会運営規程第11条の規定に基づき、中部近畿地方鉱山保安協議会会長（以下「会長」という。）から事案の付託を受けたとき 二、中部近畿地方鉱山保安協議会近畿地区部会（以下「部会」という。）に属すべき委員の定数の3分の1以上に当たる委員が連名で会議の招集を求めたとき 三、その他部会長が必要と認めたとき 2 会議の招集は、文書その他適当な方法で招集日の7日前までに行わなければならない。 ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。 （会議の成立） 第2条 会議は、委員の過半数の出席により成立する。 （議事運営） 第3条 会議は部会長が主宰する。 2 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が前項の職務を代理する。 第4条 委員の発言は部会長の指示に従わなければならない。 2 部会長は必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。 第5条 会議は、原則として、会議の公開、議事録及び配布資料の公開などを行うことにより、透明化の措置を講ずる。ただし、部会長が必要があると認めるときは、会議、議事録又は配布資料の一部又は全部を非公開とすること	中部近畿地方鉱山保安協議会運営規程 制定 平成17年4月1日 （会議の招集） 第1条 中部近畿地方鉱山保安協議会会長（以下「会長」という。）は、次の各号の場合に会議を招集する。 一、鉱山保安法（昭和24年法律第70号。以下「法」という。）第53条第2項の規定により、中部近畿産業保安監督部長（以下「監督部長」という。）から諮問されたとき 二、委員の定数の3分の1以上に当たる委員が連名で会議の招集を求めたとき 三、その他会長が必要と認めたとき 2 会議の招集は、文書その他適当な方法で招集日の7日前までに行わなければならない。 ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。 （会議の成立） 第2条 会議は、委員の過半数の出席により成立する。 （議事運営） 第3条 会議は会長が主宰する。 2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が前項の職務を代理する。 第4条 委員の発言は会長の指示に従わなければならない。 2 会長は必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。 第5条 会議は、原則として、会議の公開、議事録及び配布資料の公開などを行うことにより、透明化の措置を講ずる。ただし、会長が必要があると認めるときは、会議、議事録又は配布資料の一部又は全部を非公開とすること

とができる。

- 2 傍聴人は、会場において部会長の指示に従わなければならない。
- 3 部会長は、前項の指示に従わない者を退場させることができる。

(代理人)

第6条 委員はあらかじめ部会長の同意を得て、代理人1名を選任することができる。

2 代理人は委員に事故その他理由がある時は、その委員に代わって会議に出席し、意見を述べ、又は議決に参加することができる。

3 前項の規定により代理人が会議に参加するときは、その委員が出席して意見を述べ、又は議決に参加する者とみなす。

(議決の方法)

第7条 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

2 欠席委員は書面により他の委員にその議決権を委任することができる。

とができる。

- 2 傍聴人は、会場において会長の指示に従わなければならない。
- 3 会長は、前項の指示に従わない者を退場させることができる。

(議決の方法)

第6条 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 欠席委員は書面により他の委員にその議決権を委任することができる。

(地区部会)

第7条 中部近畿地方鉱山保安協議会（以下「協議会」という。）に次の地区部会を置く。

- 一、 中部地区部会
- 二、 近畿地区部会

第8条 地区部会は、次の事項について審議する。

- 一、中部地区部会においては、中部地区の鉱山保安に関すること。
- 二、近畿地区部会においては、近畿地区の鉱山保安に関すること。

第9条 地区部会に属すべき委員は、学識経験のある者である委員、鉱業権者を代表する者である委員及び鉱山労働者を代表する者である委員のうちから会長が指名する。

2 地区部会に地区部会長を置き、学識経験のある者である委員のうちから、当該部会に属する委員が互選する。

第10条 地区部会の運営については、会長の同意を得て地区部会長が定めるところによる。

第11条 会長は、必要があると認めるときは事案を地区部会に付託することができる。

第12条 地区部会の議決は、会長の同意を得て、協議会の議決とすることができる。

(専門部会)

第13条 協議会及び各地区部会に、それぞれ専門の事項について調査審議

(運営要領の改正) 第 8 条 部会長は、この運営要領を改正しようとするときは部会に諮らなければならない。 (雑則) 第 9 条 この要領において定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。 附 則 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	させるため、専門部会を置くことができる。 2 専門部会に専門部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。 3 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、協議会に置かれる専門部会にあつては会長が、各地区部会に置かれる専門部会にあつては地区部会長が指名する。 (庶務) 第 14 条 協議会及び中部地区部会の庶務は、中部近畿産業保安監督部において、近畿地区部会の庶務は、中部近畿産業保安監督部近畿支部において処理する。 (雑則) 第 15 条 この規程において定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。 附 則 この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。
---	--